

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年九月十五日奈良県指令建第九八一〇六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月三日建第八八六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市穴虫一四二番一の一部、一四二番二の一部、一四四番一、一四五番一、一四五番三、一四六番一の一部、一四六番二、一四七番の一部、一四八番一、一四八番二、一四八番四の一部、一五〇番一、一五四番一、一五五番一、一五六番及び一五七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区小路東三丁目一〇番一三号

株式会社万代 代表取締役 阿部秀行